

マンスリー・ハイライト 拝啓社長殿

マネジメントのための経営財務情報

今回のテーマ： IFRS サステナビリティ基準の開発に向けて

IFRS 財団評議員会は、2021年4月30日に、IFRS サステナビリティ基準を設定する国際サステナビリティ基準審議会を設立するためのIFRS 財団定款の修正案を公表しました。

サステナビリティ報告の現状

サステナビリティ報告（環境・社会・ガバナンス（ESG）に関連した事項の報告）に対する情報ニーズが世界的に高まっており、多くの機関が様々な枠組みを提供しています。たとえば、気候関連財務情報タスクフォース（TCFD）、気候開示プロジェクト（CDP）、気候変動開示基準委員会（CDSB）、グローバル・レポート・イニシアティブ（GRI）、国際統合報告評議会（IIRC）、サステナビリティ会計基準審議会（SASB）等の機関が挙げられます（IIRCとSASBは2021年6月9日に合併し、価値報告財団（VRF）となっています）。

しかし、これらの機関の提供する枠組みは対象とする目的や範囲がまちまちであるため、グローバルで一貫した比較可能なサステナビリティ報告の枠組みの設定が急務となっています。

なぜIFRS財団なのか

財務報告の世界では、国際財務報告基準（IFRS）がグローバルで一貫した比較可能な枠組みの提供に一定の成果を上げているため、サステナビリティ報告においてもIFRS財団が関与することを求める要望がありました。そこで、IFRS財団は、2020年10月に市中協議文書「サステナビリティ報告」を公表し、サステナビリティ基準の開発に関与していくことについて利害関係者からのフィードバックを広く求めました。その結果、多くの賛同が得られたことから、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）を設立し、IFRS サステナビリティ基準の開発を進めるための定款変更を提案したのです。

IFRS サステナビリティ基準の方向性

市中協議文書に対するフィードバックを検討した結果、気候に関連した事項に関する情報に対する緊急の必要性が高かったため、IFRS財団では、気候に関連した報告の課題に優先的に取り組むことを予定しています。気候関連では、既にTCFDが一定の枠組みを示していることから、これを基礎とした基準開発が行われる予定です。

一方で、IFRS サステナビリティ基準は、国際的に一貫した比較可能なサステナビリティ報告のベースラインを提供するとともに、より幅広いサステナビリティの影響を捉える報告の要求事項についての調のための柔軟性も提供する予定となっています（ビルディング・ブロック・アプローチ）。

コーポレートガバナンス・コードの改訂

東京証券取引所は、2021年6月11日に改訂コーポレートガバナンス・コードを公表し、上場会社は自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示すべきであるとしています。特に、プライム市場上場会社は、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、TCFD又はそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべきであるとしています。

お見逃しなく！

欧州委員会（EC）は、2021年4月21日に、企業のサステナビリティ情報に関する指令（CSRD）案を公表し、全ての上場企業及び大企業がサステナビリティ情報をマネジメントレポートの中で開示することを提案しています。一方、わが国では、2021年6月10日に経済産業省が非財務情報の開示指針研究会（第1回）を開催し、2021年6月25日には、金融庁がサステナビリティに関する開示を含む企業の情報開示について新たな基準を検討するための作業部会を金融審議会に設置すると公表しました。

サステナビリティ報告に関する動きが活発化しており、今後の動向から目が離せません。